

# 第3章 健康・安全管理

## 1. 健康診断

健康は、教職員・学生にとって最も大事なことは言うまでもないが、無理をしないように日頃から健康に留意するよう気をつけなければならない。病気になった時には、早期に医師の診断を受け、症状が軽いうちに直すことが肝心である。

教職員・学生が健康を維持し、病気を早期に発見するために健康診断の受検が義務づけられている。一般定期健康診断、また、業務及び授業（実験・実習）等の内容に応じて特別健康診断を必ず受検し、自己の健康管理に努めなければならない。実施される健康診断の区分（種別）は、下記のとおりである。実施時期等の詳細については、掲示等により周知する。

学生で、やむを得ず定期健康診断（学校保健安全法の規定）を受検しなかった者が、保健管理センター所長の指示に従わなかった場合は、「定期健康診断の受検に関する申合せ」（学生便覧に記載）のとおり当該年度における単位認定を行わないことがある。

### 1. 1 健康診断

- (1) 一般定期健康診断（対象者：教職員全員、学部学生・大学院学生全員）
- (2) 特別健康診断（対象者：各業務従事者、特定化学物質等取扱者）
  - a. 電離放射線健康診断
  - b. 特定化学物質健康診断
  - c. 有機溶剤健康診断
  - d. VDT 作業従事者健康診断
  - e. 海外派遣研修等健康診断
- (3) 臨時健康診断

### 1. 2 健康相談

本学保健管理センターにおいて、次の健康相談を行っている。保健管理センターの開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00～12:00（受付は 11:30 まで）と 13:00～17:00（受付は 16:30 まで）です。救急処置を必要とする方については 9:00～17:00 の間いつでも受け付けています。詳しくは「学生生活案内」や保健管理センターホームページを参照してください。

(<http://www.health.kobe-u.ac.jp/index.html>)

#### (1) からだの健康相談

医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は早期発見、早期治療が一番です。気になることがあったら、いつでも相談に行ってください。

#### (2) こころの健康相談

カウンセラーと医師があらゆるこころの悩みや心配事の相談に応じています。どんなことでも、一人でくよくよしないで、気楽に相談に行ってください。

その他、学生センターには「学生なんでも相談」があり、学生生活上のさまざまな問題に

ついでに相談に答えています。また、ハラスメントについては「ハラスメント相談窓口（相談員）」があります。詳しくは神戸大学ホームページを参照してください。

(<http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/harassment/index.html>)